

目 次

津市訓令

津市土地取得等審査委員会規程の一部を改正する訓令

津市告示

津市議会定例会の招集

放置自転車等の撤去及び保管

国民健康保険被保険者証の無効

津市下水道排水設備指定工事店の指定停止

自動車臨時運行許可標識の回収不能による無効

公示送達

公示送達

津市公告

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

市有地（津市モーターボート競走場西駐車場）売却に係る一般競争入札の実施

犬の抑留

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

中勢用水土地改良区総代会総代選挙における当選人

中勢用水土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

選挙人名簿からの抹消者

津市訓令第9号

庁中一般

出先機関

津市土地取得等審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年8月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市土地取得等審査委員会規程の一部を改正する訓令

津市土地取得等審査委員会規程（平成18年津市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「委員には」の次に「、政策財務部税務・財産管理担当理事」を加える。

附 則

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

津市告示第193号

平成24年第3回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月21日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成24年8月28日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第194号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項及び第13条第2項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月22日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 8月 1日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成24年 8月 1日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 8月 2日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 8月 2日
垂水地内	1	平成24年 8月 2日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 8月 3日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 8月 3日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 8月 8日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成24年 8月 8日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 8月 9日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成24年 8月10日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	6	平成24年 8月13日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 8月14日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 8月14日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 8月15日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第195号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成24年8月24日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1287651	平成24年7月2日	平成24年8月6日
7157691	平成24年6月4日	平成24年7月17日

津市告示第196号

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第6条第1項及び第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定店の効力を停止するので、同条例第17条の規定により告示する。

平成24年8月28日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を停止した業者及び停止期間

業 者 名	所 在 地	停 止 期 間
敦盛設備	津市藤方 1731番地8	平成24年 8月28日から 平成24年 9月26日まで

津市告示第197号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成24年8月29日

津市長 前 葉 泰 幸

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可証

許可証及び番号標	許可年月日	無効となった日
三重14-35津	平成23年6月16日	平成24年9月1日
三重14-40津	平成23年9月5日	平成24年9月1日
三重14-54津	平成23年10月21日	平成24年9月1日
三重14-24津	平成24年1月10日	平成24年9月1日
三重14-26津	平成24年2月2日	平成24年9月1日
三重14-68津	平成24年3月31日	平成24年9月1日

津市告示第199号

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 8月31日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき 文書
		差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書

津市公告第116号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成24年8月17日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成24年8月14日
- 2 抑留期間 平成24年8月21日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町上野	柴犬	茶	雄	中型	91日 以上	首輪有り
2	津市 河芸町上野	柴犬	茶	雌	中型	91日 以上	首輪有り

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年8月21日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成24年8月16日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町中瀬字西山255番2ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市河芸町中瀬324番地
内山 悦男

津市公告第 1 1 8 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 4 年 8 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有地売却に係る一般競争入札
- (2) 物件の概要

物件番号	所在地	地目	面積	用途地域
1	津市藤方字西大田 546 番	雑種地	5,621 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 546 番 2	雑種地	226 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 552 番	雑種地	5,759 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 563 番 2	雑種地	8,441 m ²	市街化区域 準工業地域
	津市藤方字西大田 571 番 1	雑種地	10,516 m ²	市街化区域 準工業地域

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に掲げる事項に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人又はその他反社会的団体及びその構成員等である者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(5) 国税、地方税を滞納している者

3 入札参加申込み

(1) 申込手続

ア 入札参加希望者は、申込期間内に申込みに必要な書類を受付場所へ直接持参してください。

1. 申込期間 平成24年9月28日(金)から10月19日(金)まで
ただし、公休日のため、10月3日(水)、4日(木)、
13日(土)から16日(火)までは除きます。
受付時間：午前9時から午後4時まで

2. 受付場所 三重県津市藤方637番地(事務所棟2階)
津市競艇事業部 競艇管理課

イ 2者以上の共有による申込みも可能です。(ただし、共有の申込者全員が参加資格を有し、申込みにおける添付書類も必要です。)

ウ 郵送、電話、ファックス及びEメールによる申込みはできません。

エ 申込手続が完了したときは、一般競争入札参加者証を後日送付しますので、これを入札日に必ず持参してください。

(2) 申込みに必要な書類

提出書類は原本を各1部提出してください。申込みに際して提出された書類は、理由にかかわらず一切返却いたしませんので御了承ください。

ア 入札参加申込書(実印で押印のこと)…所定の様式

イ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)(発行後3か月以内)
※入札参加申込書に押印のもの。

ウ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)…法人のみ(発行後3か月以内)

エ 身分証明書(破産に関する証明書)…個人のみ(発行後3か月以内)
※本籍地の市区町村で交付を受けてください。

オ 直近2か年分の納税証明書(個人・法人とも)

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税

個人の場合…所得税、住民税

※法人の代表者が津市で課税されている場合、その個人に係る証明書の添付も必要です。

カ 委任状及び受任者本人と確認できるもの(社員証・運転免許証などの写し) ※代理人により入札及び契約をしようとする場合のみ。

キ 入札保証金に関する届出書

※株式会社ゆうちょ銀行の口座には、振込みできません。

4 最低入札価格（予定価格）と入札保証金

- (1) 本件入札における最低入札価格（予定価格）は1,034,603,814円です。
- (2) この入札に参加するには、入札日までに入札保証金を現金又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号に規定する小切手で納付してください。

ア 入札保証金は、51,740,000円（最低入札価格の5%、10,000円未満切上げ）とします。

イ 納付場所は、津市役所本庁舎1階の会計管理室で、土曜、日曜、祝祭日を除いた午前9時から午後3時の間に納付してください。

ウ 納付時に入札保証金保管証書を交付しますので、入札日当日に提示してください。

- (3) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札の申込みの際に御提出された届出書に基づき、所定の手続きの後、指定された口座にお返しします。

落札者については、市有財産売買仮契約を締結する際に、契約保証金に充当します。

また、お預かりした入札保証金には、本市での受入期間についての利息は付きません。

5 現地説明会等について

- (1) 本件土地の現地説明会は開催しませんので、各自で物件の確認等を行ってください。ただし、敷地内への立入りは御遠慮ください。
- (2) 本件土地に係る不動産鑑定書について、申込受付場所における閲覧は可能です。

(3) 質問及び回答

本実施要領の内容等について質問がある場合は、本実施要領掲載の質問票に必要事項を記入の上、ファックスで送信してください。なお、回答もファックスで行います。電話及び口頭での質問に対する回答は行いません。

ファックス：059-222-8210

質問の受付期間：平成24年8月30日（木）から平成24年10月11日（木）午後5時（必着）まで

6 入札・開札日時、会場

- (1) 入札日時 平成24年10月24日（水）午前10時00分

(2) 入札会場 津市役所本庁舎 7階 入札室（津市西丸之内 2 3 番 1 号）

(3) 持参物等（当日入札会場にお持ちいただくもの）

ア 入札参加者証

イ 入札書及び入札書用封筒

ウ 入札者確認票

エ 入札保証金保管証書

(4) 注意事項

ア 入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

イ 入札金額は、最低入札価格以上の金額としてください。

ウ 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格がないものを行った入札。

イ 同一事項に対して 2 通以上行った入札。

ウ 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札。

エ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。

オ 入札書に記名押印しないで行った入札。

カ 入札金額を訂正した入札。

キ 入札書に記載した金額その他が不明確な入札。

ク 入札保証金を所定の日時までに納付しない又は額が不足して行った入札。

ケ 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札。

コ 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札。

(6) 開札

入札締切り後直ちに入札者の面前で開札します。

開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(7) 入札の中止等

ア 不正な入札が行われるおそれがあるなど公正な競争が妨げられると判断される場合、又は災害その他やむを得ない事由により入札の実施が

困難と認める場合は、入札を中止又は延期することがあります。

イ 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用、その他入札に係る一切の費用を補償しません。

(8) 落札者の決定

ア 市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。なお、この実施要領に示す最低入札価格を予定価格とします。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該同価の入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。なお、落札者となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

ウ 落札者には、入札終了後、契約手続の説明を行います。

(9) 再度の入札

再度の入札につきましては、最低入札価格（予定価格）を公表しているため実施しません。

(10) 入札結果の公開

落札者及び落札金額は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）第3条の規定により議案として公開されます

7 契約の締結等

(1) 契約の締結及び確定

ア 落札者は、下記の契約保証金を納付し、落札内容をもって本市と仮契約を締結します。

この仮契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による津市議会の議決を経た時に確定（平成24年12月下旬予定）し、議決後直ちに本契約書としての効力が生ずるものとなります。

イ 落札者が、正当な理由なく平成24年10月30日（火）までに仮契約を締結しないときは、落札の効力を失い、既納の入札保証金は本市に帰属し、お返ししません。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金は、落札金額の10パーセント（10,000円未満切上げ）とします。

イ 仮契約の締結後、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、不足額を

本市の発行する納入通知書により納付していただきます。

ウ 契約保証金は、売買代金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。

8 売買代金の支払い

売買代金と契約保証金との差額を、平成25年1月31日（木）までに納付してください。

9 契約費用及び公租公課等

(1) 契約の締結及び履行に関しての必要な一切の費用は、落札者の負担とします。

(2) 所有権は、売買代金完納と同時に移転します。登記の手続きは本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税（印紙税）は、落札者の負担となり、金額は7,371,900円です。（登録免許税額＝課税標準額（固定資産税課税台帳価格）×15／1,000）

なお、上記登録免許税額は、平成24年度課税標準額によるものであり、関係法令の改正や、登記移転年度の課税標準額の変更により、変わることがあります。

(3) 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。

(4) 売払物件は所有権の移転完了後、現状有姿で引き渡しを行います。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、契約締結後、瑕疵が発見された場合、市は一切の責任を負いません。

10 契約に係る特約事項

買受人に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 譲渡の禁止

契約締結の日から5年間は、当該物件における所有権の移転を禁止します。ただし、あらかじめ理由を付した書面を提出し、本市が承認した場合を除きます。

(2) 用途制限等

ア 契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のため

- に利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできないこと。
- ウ 市道藤方第18号線、藤方第21号線は、津警察署及び道路管理者と協議し、道路幅員4m以上の幅員が確保されるよう競売地側に道路後退をすること。
- エ 市道藤方高茶屋小森町線は、道路台帳上管理幅員6.3mから6.9mであるが、津警察署及び道路管理者と協議し、道路幅員6m以上の幅員が確保されるよう競売地側に道路後退をすること。
- オ 市道塔世橋南郊線は、競売地隣接区間において、都市計画道路の事業化の計画があるので、競売地の土地利用に際しては道路計画と整合を図ること。
- カ 排水路敷地の機能確保については、競売地内に有する排水路機能を、土地利用に際し上流域の排水能力にも十分配慮し、公的管理が必要であると認められる排水施設及び排水路敷地を本市に寄付又は帰属すること。
- キ 上記道路等の確保に際して必要な分筆登記経費は、買受人の負担とし、分筆登記後は道路管理者等に寄付又は帰属により所有権を移転すること。
- ク 津市藤方字西大田546番の用地内外には排水路機能を有する排水路敷、排水路機能は有しているものの公図上排水路敷が存在しない排水路が存在しているので、これらの排水路機能が確保されるよう留意すること。
- 特に排水路敷地を有しない排水路については排水系路が確定次第、本市に寄付又は帰属すること。
- ケ 当該地内に新設道路を整備し土地利用を図る場合で、既存道路の利用形態が変化することとなる場合、土地利用形態（開発形態）に応じて、事業者の責において分筆登記し、本市に所有権の寄付又は帰属すること。
- コ 競売地に隣接する道路条件（接道要件等）は現状のままとすること。
- サ 競売地の土地利用に際し、都市計画法、建築基準法、その他関係法令を遵守し、道路後退、道路整備、排水施設整備が求められる場合においてもこれを優先すること。
- シ 上記の事項に違反したときは、本市は、売払物件を買戻しすることができません。この場合、利息を付すことなく契約金額で買戻すものとします。また、この金額には買受人が投下した一切の費用は含みません。

(3) 契約の解除

ア 買受人が契約書の各条項に違反したとき、指定した期日までに売買代金等の支払いがなされないとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、本市は契約を解除することができます。

イ 上記により契約が解除されたときは、買受人は、本市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して本市に引き渡さなければなりません。

(4) 実地調査の協力

用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、本市の求めにより随時登記事項証明書等の提出や実地調査等に協力していただく場合があります。

(5) 違約金

買受人が、上記(1)から(3)までの条件に違反した場合は、違約金として売買代金の20パーセントに相当する額を本市に支払わなければなりません。

11 その他

(1) 物件調書・位置図等は参考資料として御利用ください。位置図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性があります、その場合は現況が優先します。

また、土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関に御確認ください。

(2) 建物の建築に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ各自で関係機関に御確認ください。

【問い合わせ先】

津市競艇事業部 競艇管理課 経営管理担当

電話番号 059-224-5105（直通）

地 番 別 物 件 調 書

所在地	津市藤方字西大田546番				
住居表示	—				
登記簿記載事項	面積	5,621㎡	地目	雑種地	
現況面積及び地目等	面積(実測)	5,621㎡	地目	雑種地	
接面道路の幅員及び構造等	西側市道 舗装道路 幅員約6m 南側及び東側は水路				
法令等に基づく制限	都市計画法等	市街化区域		用途地域	準工業地域
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		高度制限	—	防火指定	—
	その他				
その他法制限	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。				
供給処理施設の状況	配管等の状況				
	電 気				
	水 道				
	下 水 道				
	都 市 ガ ス				
交通機関	鉄 道	J R (高茶屋) 南西方約1.9km圏 (直線)			
公共施設等	官 庁 等	津市役所	北西方約4.3km圏 (直線)		
	小 学 校	藤水小学校	北西方約1.1km圏 (直線)		
	中 学 校	橋南中学校	北西方約2.5km圏 (直線)		
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界は確定している。 ・当該地内に、排水路機能は有しているものの水路敷が存在しない排水路が存在。 ・隣接不動産等周囲の状態…西側道路、南側民地、東側水路、北側は市有地546-2の売却予定地。 ・形状…かぎつめ形 ・【残存する構造物】 ・バックネット (1か所) ・同上周囲支柱 (11本) ・周囲を囲むフェンス ・簡易トイレ (1基) ※汚水槽内部は清掃済 				

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

地 番 別 物 件 調 書

所在地		津市藤方字西大田546番2			
住居表示		—			
登記簿記載事項	面積	226㎡	地目	雑種地	
現況面積及び地目等	面積(実測)	226㎡	地目	雑種地	
接面道路の幅員及び構造等	西側市道 舗装道路 幅員約6m 東側は水路				
法令等に基づく制限	都市計画法等	市街化区域		用途地域	準工業地域
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		高度制限	—	防火指定	—
		その他			
	その他法制限	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。			
供給処理施設の状況	配管等の状況				
	電気				
	水道				
	下水道				
	都市ガス				
交通機関	鉄道	JR(高茶屋) 南西方約1.9km圏(直線)			
公共施設等	官庁等	津市役所	北西方約4.3km圏(直線)		
	小学校	藤水小学校	北西方約1.1km圏(直線)		
	中学校	橋南中学校	北西方約2.5km圏(直線)		
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界は確定している ・当該地は、水路敷の跡地であるため、地中に水路跡の構造物が存在する場合もある ・隣接不動産等周囲の状態…西側道路、東側水路、南側571-1及び北側546は市有地であるが売却予定地 ・形状…東西に長い長方形 【残存する構造物】 ・東側、西側のフェンス 				

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

地 番 別 物 件 調 書

所在地	津市藤方字西大田 5 5 2 番					
住居表示	—					
登記簿記載事項	面積	5,759㎡	地目	雑種地		
現況面積及び地目等	面積(実測)	5,759㎡	地目	雑種地		
接面道路の幅員及び構造等	東側市道 舗装道路 幅員約 6 m 北側及び南側は水路					
法令等に基づく制限	都市計画法等	市街化区域		用途地域	準工業地域	
		建ぺい率	60%		容積率	200%
		高度制限	—		防火指定	—
		その他				
	その他法制限	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。				
供給処理施設の状況	配管等の状況					
	電 気					
	水 道					
	下 水 道					
	都 市 ガ ス					
交通機関	鉄 道	J R (高茶屋) 南西方約1.9km圏 (直線)				
公共施設等	官 庁 等	津市役所	北西方約4.3km圏 (直線)			
	小 学 校	藤水小学校	北西方約1.1km圏 (直線)			
	中 学 校	橋南中学校	北西方約2.5km圏 (直線)			
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界は確定している ・隣接不動産等周囲の状態…西側民地、東側市道、南側及び北側は水路 ・形状…比較的正方形に近い 【残存する構造物】 ・周囲を囲むフェンス 					

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

地 番 別 物 件 調 書

所在地		津市藤方字西大田563番2			
住居表示		—			
登記簿記載事項	面積	8,441㎡	地目	雑種地	
現況面積及び地目等	面積(実測)	8,441㎡	地目	雑種地	
接面道路の幅員及び構造等	東側市道 舗装道路 幅員約6m 北側市道 舗装道路 幅員約2.7m 西側市道 舗装道路 幅員約10m 南側は水路				
法令等に基づく制限	都市計画法等	市街化区域		用途地域	準工業地域
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		高度制限	—	防火指定	—
		その他			
その他法制限	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。				
供給処理施設の状況	配管等の状況				
	電気	/			
	水道	/			
	下水道	/			
	都市ガス	/			
交通機関	鉄道	JR(高茶屋) 南西方約1.9km圏(直線)			
公共施設等	官庁等	津市役所	北西方約4.3km圏(直線)		
	小学校	藤水小学校	北西方約1.1km圏(直線)		
	中学校	橋南中学校	北西方約2.5km圏(直線)		
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界は確定している ・隣接不動産等周囲の状態…南側に水路と民地、東側と北側及び西側は市道 ・敷地内に、電力供給に伴う支線有り ・形状…比較的正方形に近い 【残存する構造物】 ・西側中央部分に看板の構造物(1基、鉄骨及び基礎コンクリート造) ・周囲を囲むフェンス 				

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

地 番 別 物 件 調 書

所在地	津市藤方字西大田571番1					
住居表示	—					
登記簿記載事項	面積	10,516㎡	地目	雑種地		
現況面積及び地目等	面積(実測)	10,516㎡	地目	雑種地		
接面道路の幅員及び構造等	西側市道 舗装道路 幅員約6m 北側市道 舗装道路 幅員約2.5m 東側は水路					
法令等に基づく制限	都市計画法等	市街化区域		用途地域	準工業地域	
		建ぺい率	60%		容積率	200%
		高度制限	—		防火指定	—
		その他				
	その他法制限	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。				
供給処理施設の状況	電 気		配 管 等 の 状 況			
	水 道		/			
	下 水 道		/			
	都 市 ガ ス		/			
交通機関	鉄 道	J R (高茶屋) 南西方約1.9km圏 (直線)				
公共施設等	官 庁 等	津市役所	北西方約4.3km圏 (直線)			
	小 学 校	藤水小学校	北西方約1.1km圏 (直線)			
	中 学 校	橋南中学校	北西方約2.5km圏 (直線)			
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界は確定している ・隣接不動産等周囲の状態…東側に水路、南側は市有地546-2の売却予定地 ・形状…長方形 【残存する構造物】 ・バックネット (1か所) ・便所 (汲取式1棟、汚水槽内部は清掃済) ・木製ベンチ (8基) ・水飲み、足洗い場 (1か所、コンクリート製、蛇口4か所) ・スコアボード (1基、スチール製) ・スチール机 (7台)、折りたたみ机 (5台)、いす (3脚) ・ドラム缶 (2個) ・ピッチングマシーン (1基) ・周囲を囲むフェンス ・グランドローラー (1台) ・鉄製ボックス (1台) ・木材 (φ30cm L=1m~1.5m) (20本) 					

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

津市公告第119号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成24年8月31日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成24年8月27日
- 2 抑留期間 平成24年9月3日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市八町	テリア系	白黒	雄	中型	91日 以上	首輪有り

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第8号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成24年8月21日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成24年8月22日（水）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 平成24年度津市一般会計補正予算（第3号）〈教委所管分〉について
 - (2) 一志地域小学校再編に係る取組について
 - (3) 津市教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

津市選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成24年8月21日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成24年8月21日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第45号

平成24年8月20日執行の中勢用水土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成24年8月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

記

別紙のとおり

第一 選挙区

当選者氏名	住所
谷川 公則	津市南河路454番地
佐野 久尚	津市神納町7番19号
治田 文男	津市一身田町2849番地
佐脇 勝洋	津市一身田上津部田749番地
前田 利規	津市一身田中野261番地
中尾 好孝	津市一身田平野497番地
田村 明	津市一身田豊野1121番地1
中村 光男	津市栗真中山町449番地
林 雅則	津市栗真小川町1585番地
坂野 弘	津市栗真町屋町857番地
三行 政功	津市白塚町2714番地2
牛田 清一	津市長岡町571番地
岡田 秀一	津市安東町1801番地
太田 悟	津市安東町288番地
田中 正行	津市一色町493番地
佐野 元治	津市北河路町515番地
高野 正彦	津市納所町939番地
井田 友幸	津市納所町254番地
前川 正次	津市安東町2686番地3
樋口 悟	津市分部2968番地
谷中 照義	津市分部2054番地
奥田 昇	津市分部1130番地
岡田 増和	津市殿村397番地
森 利樹	津市小舟9番地
黒川 平義	津市神戸1541番地
池村 道明	津市野田118番地
眞弓 博行	津市半田1897番地
井ノ口 豊和	津市高野尾町5316番地3
青木 由一	津市高野尾町3340番地211
長谷川 義久	津市高野尾町1434番地

当選者氏名	住所
赤塚 庄治	津市高野尾町4634番地
辻 賀正	津市大里睦合町1211番地
稲垣 正	津市大里睦合町448番地1
前出 重男	津市大里睦合町2405番地3
乙部 伊さ武	津市大里小野田町47番地
藤井 一美	津市大里野田町533番地
川北 毅	津市大里川北町83番地
伊藤 浩也	津市大里窪田町975番地
馬場 睦夫	津市大里窪田町1928番地
山下 博久	津市大里山室町371番地
村上 精	津市大里山室町370番地

第二 選挙区

当選者氏名	住所
丸橋 勲	亀山市三寺町330番地

第三 選挙区

当選者氏名	住所
芝山 學	津市河芸町上野1798番地
田辺 時夫	津市河芸町上野738番地
後藤 利治	津市河芸町東千里689番地
後藤 正信	津市河芸町西千里1542番地
青 吉美	津市河芸町久知野1304番地
内山 正敏	津市河芸町中瀬149番地
岡 義次	津市河芸町北黒田432番地1
河戸 秀一	津市河芸町南黒田506番地
笠井 正義	津市河芸町高佐517番地1
鈴村 信夫	津市河芸町浜田1345番地
鈴木 清治	津市河芸町赤部345番地
山田 朝雄	津市河芸町三行1794番地1

第 四 選挙区

当選者氏名	住所
駒田 訓	津市芸濃町棕本4308番地
牧野 礼吉	津市芸濃町棕本636番地
古市 常信	津市芸濃町棕本1822番地5
伊藤 武夫	津市芸濃町棕本3717番地
楠井 文一	津市芸濃町棕本3905番地1
横山 哲則	津市芸濃町棕本514番地1
前田 碩也	津市芸濃町忍田256番地
鳶田 覺郎	津市芸濃町中縄190番地1
若林 権	津市芸濃町林1325番地
竹尾 信宏	津市芸濃町林349番地
吉川 壽一	津市芸濃町小野平520番地
駒田 弘行	津市芸濃町多門874番地
澤下 邦仁	津市芸濃町北神山359番地
稲垣 宗男	津市芸濃町萩野545番地
岡本 勇司	津市芸濃町岡本845番地
松谷 宏	津市芸濃町雲林院1763番地
野呂 保男	津市芸濃町雲林院373番地
片岡 正春	津市芸濃町雲林院834番地10
松本 哲典	津市芸濃町雲林院816番地3

第 五 選挙区

当選者氏名	住所
平澤 亀久生	津市安濃町草生993番地2
落合 一生	津市安濃町草生3042番地
紀平 守昭	津市安濃町草生2200番地1
後藤 光信	津市安濃町草生3944番地1
宇陀 靖裕	津市安濃町草生4345番地
横山 重治	津市安濃町中川682番地
小林 俊通	津市安濃町中川322番地
村主 正博	津市安濃町川西1125番地
丸山 茂	津市安濃町川西1534番地
中尾 輝夫	津市安濃町神田177番地
増井 成信	津市安濃町中川1358番地2
野田 音昭	津市安濃町前野108番地
小宮 光博	津市安濃町光明寺44番地
別所 吉則	津市安濃町今徳214番地
大森 吉昭	津市安濃町妙法寺106番地
前田 正信	津市安濃町連部235番地
後久 道夫	津市安濃町安濃1471番地
若林 弘	津市安濃町内多1566番地
平松 和直	津市安濃町太田1803番地
下井 治	津市安濃町清水680番地
橋本 敏則	津市安濃町曾根696番地6
紀平 弁	津市安濃町野口89番地
小林 孝春	津市安濃町荒木234番地
岡崎 重夫	津市安濃町栗加522番地
海野 輝彦	津市安濃町栗加363番地
長谷川 浩司	津市安濃町田端上野563番地
織田 弘	津市安濃町東観音寺438番地1

津市選挙管理委員会告示第46号

平成24年8月20日執行の中勢用水土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成24年8月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

記

別紙のとおり

第一 選挙区

当選者氏名	住所
谷川 公則	津市南河路454番地
佐野 久尚	津市神納町7番19号
治田 文男	津市一身田町2849番地
佐脇 勝洋	津市一身田上津部田749番地
前田 利規	津市一身田中野261番地
中尾 好孝	津市一身田平野497番地
田村 明	津市一身田豊野1121番地1
中村 光男	津市栗真中山町449番地
林 雅則	津市栗真小川町1585番地
坂野 弘	津市栗真町屋町857番地
三行 政功	津市白塚町2714番地2
牛田 清一	津市長岡町571番地
岡田 秀一	津市安東町1801番地
太田 悟	津市安東町288番地
田中 正行	津市一色町493番地
佐野 元治	津市北河路町515番地
高野 正彦	津市納所町939番地
井田 友幸	津市納所町254番地
前川 正次	津市安東町2686番地3
樋口 悟	津市分部2968番地
谷中 照義	津市分部2054番地
奥田 昇	津市分部1130番地
岡田 増和	津市殿村397番地
森 利樹	津市小舟9番地
黒川 平義	津市神戸1541番地
池村 道明	津市野田118番地
眞弓 博行	津市半田1897番地
井ノ口 豊和	津市高野尾町5316番地3
青木 由一	津市高野尾町3340番地211
長谷川 義久	津市高野尾町1434番地

当選者氏名	住所
赤塚 庄治	津市高野尾町4634番地
辻 賀正	津市大里睦合町1211番地
稲垣 正	津市大里睦合町448番地1
前出 重男	津市大里睦合町2405番地3
乙部 伊さ武	津市大里小野田町47番地
藤井 一美	津市大里野田町533番地
川北 毅	津市大里川北町83番地
伊藤 浩也	津市大里窪田町975番地
馬場 睦夫	津市大里窪田町1928番地
山下 博久	津市大里山室町371番地
村上 精	津市大里山室町370番地

第二 選挙区

当選者氏名	住所
丸橋 勲	亀山市三寺町330番地

第三 選挙区

当選者氏名	住所
芝山 學	津市河芸町上野1798番地
田辺 時夫	津市河芸町上野738番地
後藤 利治	津市河芸町東千里689番地
後藤 正信	津市河芸町西千里1542番地
青 吉美	津市河芸町久知野1304番地
内山 正敏	津市河芸町中瀬149番地
岡 義次	津市河芸町北黒田432番地1
河戸 秀一	津市河芸町南黒田506番地
笠井 正義	津市河芸町高佐517番地1
鈴村 信夫	津市河芸町浜田1345番地
鈴木 清治	津市河芸町赤部345番地
山田 朝雄	津市河芸町三行1794番地1

第 四 選挙区

当選者氏名	住所
駒田 訓	津市芸濃町棕本4308番地
牧野 礼吉	津市芸濃町棕本636番地
古市 常信	津市芸濃町棕本1822番地5
伊藤 武夫	津市芸濃町棕本3717番地
楠井 文一	津市芸濃町棕本3905番地1
横山 哲則	津市芸濃町棕本514番地1
前田 碩也	津市芸濃町忍田256番地
鳶田 覺郎	津市芸濃町中縄190番地1
若林 権	津市芸濃町林1325番地
竹尾 信宏	津市芸濃町林349番地
吉川 壽一	津市芸濃町小野平520番地
駒田 弘行	津市芸濃町多門874番地
澤下 邦仁	津市芸濃町北神山359番地
稲垣 宗男	津市芸濃町萩野545番地
岡本 勇司	津市芸濃町岡本845番地
松谷 宏	津市芸濃町雲林院1763番地
野呂 保男	津市芸濃町雲林院373番地
片岡 正春	津市芸濃町雲林院834番地10
松本 哲典	津市芸濃町雲林院816番地3

第 五 選挙区

当選者氏名	住所
平澤 亀久生	津市安濃町草生993番地2
落合 一生	津市安濃町草生3042番地
紀平 守昭	津市安濃町草生2200番地1
後藤 光信	津市安濃町草生3944番地1
宇陀 靖裕	津市安濃町草生4345番地
横山 重治	津市安濃町中川682番地
小林 俊通	津市安濃町中川322番地
村主 正博	津市安濃町川西1125番地
丸山 茂	津市安濃町川西1534番地
中尾 輝夫	津市安濃町神田177番地
増井 成信	津市安濃町中川1358番地2
野田 音昭	津市安濃町前野108番地
小宮 光博	津市安濃町光明寺44番地
別所 吉則	津市安濃町今徳214番地
大森 吉昭	津市安濃町妙法寺106番地
前田 正信	津市安濃町連部235番地
後久 道夫	津市安濃町安濃1471番地
若林 弘	津市安濃町内多1566番地
平松 和直	津市安濃町太田1803番地
下井 治	津市安濃町清水680番地
橋本 敏則	津市安濃町曾根696番地6
紀平 弁	津市安濃町野口89番地
小林 孝春	津市安濃町荒木234番地
岡崎 重夫	津市安濃町栗加522番地
海野 輝彦	津市安濃町栗加363番地
長谷川 浩司	津市安濃町田端上野563番地
織田 弘	津市安濃町東観音寺438番地1

津市選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成24年8月31日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

1 抹消者数

男	女	計
0 人	1 人	1 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成24年8月31日